

岬町広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、岬町広告事業要綱第4条第2項に規定する基準として定めるものであり、広告事業の実施及び広告主の決定等の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 広告事業に対する住民の理解を得られるよう、町の広告媒体に掲載等を行う広告等は、当該広告媒体の公共性と信頼性を損なうものであってはならない。また、広告等についての負担及び一切の責任は、広告主が負うものとする。

(規制業種又は事業者)

第3条 次に定める業種又は事業を営む者の広告等の掲載等を行わないこと。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当するもの

(2) 消費者金融に係るもの

(3) たばこに係るもの

(4) ギャンブル（宝くじに係るものを除く。）に係るもの

(5) 法律に定めのない医療類似行為に係るもの

(6) 興信所、探偵事務所等

(7) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）で、連鎖販売取引と規定されている業種

(8) 岬町から入札参加資格停止措置を受けているもの又は岬町から不利益処分を受けているもの。

(9) 暴力団又は暴力団の構成員その他これらに準ずる者

(10) その他広告を表示する業種又は業者として適当でないと認められるもの

(掲載基準)

第4条 次に定めるものは広告等の掲載等を行わないこと。

(1) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反し、又は違反するおそれのあるもの

(2) 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの

(3) 人権侵害、差別、名誉毀損となり、又はなるおそれのあるもの

(4) 青少年の健全な育成を阻害し、又は阻害するおそれのあるもの

(5) 公の選挙又は投票の事前運動その他政治性のあるもの

(6) 政治活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの

(7) 宗教性のあるもの

(8) 社会問題についての主義又は主張に当たるもの

(9) 他を誹謗、中傷又は排斥するもの

- (10) 美観風致を害するおそれのあるもの
 - (11) 個人の名刺広告
 - (12) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれのあるもの
 - (13) 消費者被害の未然防止の観点から適切でないとと思われるもの
 - (14) 著しく射幸心をあおるもの
 - (15) 町が推奨している等、住民の誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの
 - (16) その他町の広告事業として適切でないと認められるもの
- (個別の基準)

第5条 この基準に規定するもののほか、個別の広告事業の性質に応じて、広告等の内容及びデザイン等に関する戸別の基準が必要な場合は、合理的な範囲で別途基準を作成することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準の施行の前になされた岬町印刷物等広告掲載取扱要綱（平成18年岬町訓令第2号）及び岬町ホームページ広告掲載取扱要領（平成18年岬町訓令第3号）による広告基準は、この基準の相当規定によりなされたものとみなす。